

雇用保険状況確認書

法政大学健康保険組合理事長 殿

認定を受けようとする者について、雇用保険の状況は下記のとおりです。

失業給付の支給が開始となり、日額が 3,612 円以上 (60 歳以上の場合は 5,000 円以上) である場合、健康保険組合に対して、直ちに被扶養者から削除する手続きを履行いたします。

万一、被扶養者削除の手続きをすることなく失業給付を受ける等の違反が判明した場合、被扶養者の資格を遡って喪失すること及びその期間受けた健康保険の給付等は清算することを了承いたします。

令和 年 月 日

被保険者氏名

記号 番号

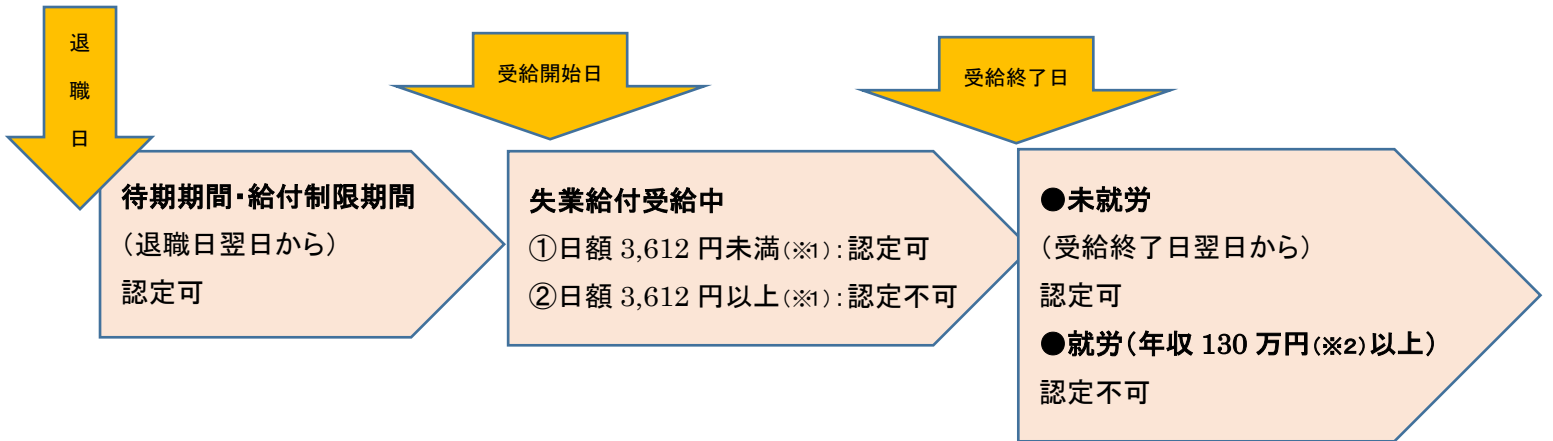
記

1. 被保険者証	記号		番号	
2. 被保険者氏名				
3. 被扶養者氏名				
4. 続柄				
5. 退職日	令和 年 月 日			
6. 退職事由	<input type="checkbox"/> 自己都合 / <input type="checkbox"/> 会社都合 / <input type="checkbox"/> その他()			
7. 雇用保険の状況	<input type="checkbox"/> 失業給付の受給資格なし(理由:)			
	<input type="checkbox"/> 失業給付の受給資格はあるが、受給しない			
	<input type="checkbox"/> 失業給付受給延長の手続きを行う、または既に手続きを行った			
	<input type="checkbox"/> 失業給付受給の手続きを行う、または既に手続きを行った (失業給付受給開始日: 令和 年 月 日) ※ (失業給付受給終了日: 令和 年 月 日) ※ ※現時点で不明な場合は、分かり次第速やかに、健保にご連絡願います。			

以上

失業給付を受ける場合の扶養申請について

1. 退職に伴う扶養認定可否の概要



※1 60 歳以上の場合は 5,000 円

※2 60 歳以上の場合は 180 万円

2. 扶養認定可否の詳細

退職後、雇用保険の失業給付が支給されるまでの待期間(7 日間)・給付制限期間(3 カ月)中は、「主として被保険者により生計を維持されている」場合について、被扶養者認定の対象となります。被扶養者認定を希望する場合は、健康保険組合に対して手続きを行ってください。

失業給付の受給開始日以降は、以下のとおり、基本手当日額によって、被扶養者認定の可否が異なります。被扶養者の方が①か②どちらの状況かを確認の上、健康保険組合に速やかにお手続き願います。

もし、認定対象外にも関わらず被扶養者削除の手続きをせずに被扶養者でいることが判明した場合、被扶養者の資格を遡って削除し、その期間中に受けた医療費等の保険給付等は健康保険組合に返還していただきます。

①基本手当日額が **3,612 円※未満**の場合 → **被扶養者・認定可**

②基本手当日額が **3,612 円※以上**の場合 → **被扶養者・認定不可**(受給終了日まで)

・失業給付受給開始日から被扶養者にはなれません(=法政健保の保険証は使用不可)。そのため、待期間・給付制限期間中に被扶養者になった場合は、失業給付受給開始日から5日以内に、必ず、健康保険組合に対して、(a)「被扶養者異動届」、(b)保険証、(c)雇用保険受給資格証(両面)の写し、を提出し、被扶養者削除の手続きを行ってください。

・受給終了日以降も就労しない場合は、受給終了日の翌日から **被扶養者・認定可**となります。

その際は、受給終了日翌日から速やかに、被扶養者認定の手続きを行ってください。

※60 歳以上の場合は 5,000 円。

被扶養者認定時の手続き書類(健保に要提出)

- (1)健康保険被扶養者異動届
- (2)被扶養者現況表
- (3)雇用保険状況確認書
- (4)住民票(被保険者と被扶養者の続柄が記載)
- (5)離職票又は退職証明書の写し
- (6)雇用保険受給資格証(両面)の写し